

柔道整復師（接骨院・整骨院）での 受診に伴う確認のご報告

ダイハツ系連合健康保険組合では平成20年5月から「柔道整復師（接骨院・整骨院）での受診に伴う確認事業」を実施しております（参考⇒「D.Kenpo」2008.4月号）。

これは負傷の原因や施術内容（部位や日数等）を受診者ご自身に確認していただく事業です。事業開始より1年が経過しましたので、平成20年5月から平成21年4月までの請求分について、実績の報告をさせていただきます。

健康保険組合の 新たな取り組み について ～その後～

I 受診内容確認の実績

請求件数	照会件数	回答件数	回答率
5,486件	579件	402件	69%

照会を受けた中で約3割の方から回答がありませんでした。例えば受診日数や一部負担金に間違いがなくても、受診理由が保険適用外の場合もあります。回答していただいて初めて判明するケースもありますので、期限内に必ず回答をお願いします。

II 受診費用適正化について

	1件当たりの請求金額
①平成20年5月（事業の実施直後）	4,436円
②平成21年4月	3,812円
③1年平均	4,291円

1件当たりの請求金額が、①と②では-624円、①と③では-145円と低下しました。1年間の請求件数が5,486件ありますので、**医療費の適正化に大きな効果がありました。**

III その他（事例紹介）

柔道整復師からの請求書と、受診者の皆さまからの回答とを比べて、23件の請求誤りがありました。その中で最も多かったのが「**負傷部位と治療部位との相違**」です（19件）。

例えば 負傷部位は腰部（1部位）であるのに、
治療部位は腰部と右肩の2部位で請求されてくる。
病名が付け足して請求されており、明らかな不正請求です。

一部の柔道整復師
（接骨院・整骨院）では
不正請求が日常化
しているのが
現状です！

健保組合として
すべき事は…

- 疑問点がある請求に対しては、支払い前に皆さまに請求内容を照会させていただくことです！！
- それによって、不正請求をされないよう柔道整復師（接骨院・整骨院）に対する牽制効果を生み出すことです！！

皆さまからいただいた保険料を適正に使用するため、そして適正に受診していただくためにも、上記の事業に対する趣旨をご理解いただきご協力をよろしくをお願いします。

なお、Q & A（16ページ）に「柔道整復師のかかり方について」をまとめました。ぜひ、参考にしてください。

← Q&A（16ページ）へ